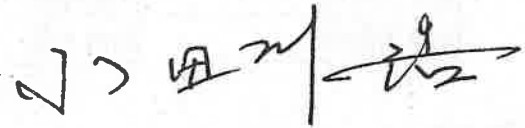


つくばみらい市規則第13号

つくばみらい市消防団の組織等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和4年3月29日

つくばみらい市長 

つくばみらい市消防団の組織等に関する規則の一部を改正する規則

つくばみらい市消防団の組織等に関する規則（平成18年つくばみらい市規則第110号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第2項」の次に「及び第23条第2項」を加える。

第3条を次のように改める。

（本部）

第3条 本部に団長、副団長、本部長及び本部員を置く。

2 団長は、消防団の事務を統括し、消防団員を指揮監督する。

3 副団長は、団長を補佐し、団長に事故があるとき、又は団長が欠けたときは、その職務を代理する。

4 本部長は、上司の命を受け、本部の事務を処理し、本部員を指揮監督する。

5 本部員は、上司を補佐し、担当分団を指導する。

6 本部員の身分は、副団長に準ずる。

第4条に次の1項を加える。

5 女性消防団は、広報活動及び応急手当の普及指導等を行うものとする。

第5条の表中

「 | | | 部長 | 」を

「 | | | 本部長 | 」に

改める。

別表中

第9分団	十和地区
第10分団	谷原地区（富士見ヶ丘及び紫峰ヶ丘を含む）
第11分団	小絹地区

」を

「

第9分団	十和地区（富士見ヶ丘を含む）
第10分団	谷原地区（紫峰ヶ丘を含む）
第11分団	小絹地区
女性消防団	市内全域

」に

改める。

#### 附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

つくばみらい市消防団の組織等に関する規則(平成18年つくばみらい市規則第110号)新旧対照表

改正案	現行
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、消防組織法(昭和22年法律第226号)第18条第2項及び第23条第2項の規定に基づき、消防団の組織、所掌事務等に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(本部)</p> <p>第3条 本部に団長、副団長、本部長及び本部長を置く。</p> <p>2 団長は、消防団の事務を統括し、消防団員を指揮監督する。</p> <p>3 副団長は、団長を補佐し、団長に事故があるとき、又は団長が欠けたときは、その職務を代理する。</p> <p>4 本部長は、上司の命を受け、本部の事務を処理し、本部長を指揮監督する。</p> <p>5 本部長は、上司を補佐し、担当分団を指導する。</p> <p>6 本部長の身分は、副団長に準ずる。</p> <p>(分団及び部)</p> <p>第4条 分団に分団長及び副団長を、部に部長、班長及び団員を置く。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 女性消防団は、広報活動及び応急手当の普及指導等を行うものとする。</p> <p>(階級及び職名)</p> <p>第5条 消防団員の階級及び職名は、次の表のとおりとする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、消防組織法(昭和22年法律第226号)第18条第2項 <u>                    </u> の規定に基づき、消防団の組織、所掌事務等に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(本部)</p> <p>第3条 本部に団長、副団長及び本部長を置く。</p> <p>2 副団長は、団長を補佐し、団長に事故があるとき、又は団長が欠けたときは、その職務を代理する。</p> <p>3 本部長の身分は、副団長に準ずる。</p> <p>(分団及び部)</p> <p>第4条 分団に分団長及び副団長を、部に部長、班長及び団員を置く。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(階級及び職名)</p> <p>第5条 消防団員の階級及び職名は、次の表のとおりとする。</p>

本部・分団別	階級	職名
(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	本部長
(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)

別表(第2条関係)

分団の担当区域

(略)	(略)
(略)	(略)
(略)	(略)
(略)	(略)
(略)	(略)
(略)	(略)
(略)	(略)
(略)	(略)
第9分団	十和地区(富士見ヶ丘を含む)
第10分団	谷原地区(______紫峰ヶ丘を含む)
(略)	(略)
女性消防団	市内全域

本部・分団別	階級	職名
(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	部長
(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)

別表(第2条関係)

分団の担当区域

(略)	(略)
(略)	(略)
(略)	(略)
(略)	(略)
(略)	(略)
(略)	(略)
(略)	(略)
(略)	(略)
第9分団	十和地区
第10分団	谷原地区(富士見ヶ丘及び紫峰ヶ丘を含む)
(略)	(略)
(新設)	(略)